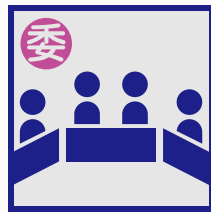


「三好市高齢者保健福祉計画策定委員会」 「三好市障害福祉計画策定委員会」の 委員を募集します



三好市では、平成26年度に第7次高齢者保健福祉計画並びに第4期障害福祉計画を策定するため、次により一緒に計画づくりをしていただける方を募集します。

【委員会の概要】

◇活動内容

第7次高齢者保健福祉計画並びに第4期障害福祉計画の策定に向けて答申書を策定します。（平日に2時間程度の会議を年3回程度実施予定）

◇委員構成

福祉行政について、優れた識見を有する方および公募による市民で構成されます。

◇委員数

高齢者保健福祉計画 12名以内
障害福祉計画 13名以内

【高齢者保健福祉計画および障害福祉計画応募資格】

◇次の条件をすべて満たしている方

- ①平成26年4月1日現在、満20歳以上で三好市民の方（三好市民とは、三好市に居住する方、働く方、学ぶ方、活動する方）
- ②この会において政治的、宗教的、または営利的活動をしていない方
- ③各福祉行政に、広範囲な視点で、建設的な意見を出していただける方

④三好市行政の何らかの委員に選出されていない方

ただし、一人につき、どちらかの委員しか申込みできないこととします。

【募集人数】

高齢者保健福祉計画 公募委員 1名
障害福祉計画 公募委員 1名

【募集期間】

6月16日（月）～6月30日（月）

【任期】

平成26年8月～平成27年3月（予定）

【募集方法】市の福祉行政に関する意見（400字以内）、住所、氏名、年齢、性別、職業、資格、電話番号を三好市福祉事務所長寿・障害福祉課または各総合支所にある「応募申込書」に記入の上、ご持参されるか、郵送で申し込んでください。「応募申込書」は三好市のホームページ（<http://www.city-miyoshi.jp>）からもダウンロードできます。

【申込期限】

6月30日（月）17時必着

【申込先】

三好市役所1階 長寿・障害福祉課（〒778-8501 三好市池田町シンマチ1500番地2）

【選考方法】

応募申込書により選考し、選考結果につきましては、7月下旬に文書でお知らせします。

【その他】

①収集した個人情報取り扱いには十分留意し、他の目的には使用いたしません。

②委員となり会議に参加された場合は、市の定めた謝金をお支払します。

③申し込みによる費用は、お支払しませんのでご了承ください。

【お申し込み・お問い合わせ先】

三好市福祉事務所長寿・障害福祉課
高齢者保健福祉計画については… 電話 72-7612
障害福祉計画については… 電話 72-7610

より安全安心な水道水をお届けします

三野簡易水道東部水源地および 東部浄水場が完成



紫外線処理施設



三野簡易水道東部水源地



三野簡易水道東部浄水場

三野町加茂野宮地区において、建設を進めてきました東部水源地および東部浄水場が完成いたしました。完成した施設の概要は次のとおりです。

- 【給水区域】三野町加茂野宮・清水地区
- 【工事期間】平成23年度から平成25年度（3年間）
- 【施設概要】
 - ◇取水施設（東部水源地）
 - ◇導水施設（導水管総延長2077m）
 - ◇浄水施設（東部浄水場）
 - ◇配水施設（配水池・配水管総延長1107.5m）

【事業費】

◇建設工事費	4億2346万5000円
◇設計監理費	1956万1500円
◇合 計	4億4302万6500円

【東部浄水場の特徴】

◇紫外線処理方式を導入

厚生労働省が認可した紫外線処理方式を導入しています。下痢や嘔吐、発熱の原因となる耐塩素病原性微生物（クリプトスポリジウムなど）に紫外線を照射し、殺菌を行い、より安全安心な水道水を供給します。

【お問い合わせ先】

三好市役所水道課（電話 72-1520）
三野総合支所（電話 77-4805）

四国まんなか交流協議会「四国中央市・三好市・観音寺市」3市交流事業

うだつマルシェ散策と 箸蔵寺アニマルミステリーツアー

【日時】7月5日（土）9時30分～16時（予定）

【場所】三好市役所本庁舎前駐車場集合

【内容】四国中央市と観音寺市の皆さんと交流をしながら、うだつマルシェ散策（池田町内）と箸蔵寺のアニマルミステリーツアーに参加します。



当日はJCわくわくフェスタや酒まつりも開催される予定です。また箸蔵山には、往復ともロープウェイで移動します。

【費用】1500円（昼食代のみ）

※昼食は箸蔵寺にて精進料理を予定しています。

【申込方法】事業名（「3市交流事業」と記載）、氏名（原則大人、ただし小中高生は保護者同伴で申込可）、住所、年齢、電話番号（携帯をお持ちの方は携帯番号）を記載の上、はがき、Eメールまたはファックスでお申し込みください。

【申込締切】6月25日（水）17時（必着）

【定員】各市15名程度（申込多数の場合は抽選）

【お申し込み・お問い合わせ先】

三好市役所企画政策課（電話 72-7607、FAX 72-7202）
Eメール：kikakuseisaku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp
〒778-8501 三好市池田町シンマチ 1500 番地 2



あなたの回答が、
日本経済の力になる！

平成26年
経済センサスー基礎調査
商業統計調査

全国すべての事業所、企業が対象となります。

調査票は平成26年6月末日までにお届けします。

7月以降に提出をお願いします。

経済センサス 検索

商業統計調査 検索

総務省・経済産業省・徳島県・
三好市からのお知らせです。

申請受付は7月1日から 子育て世帯臨時特例給付金



三好市では、6月下旬に子育て世帯臨時特例給付金の申請書および関係書類を、平成26年1月の児童手当・特例給付を受給されている方に郵送します。届きましたら、必要事項を確認のうえ、申請してください。

- 【対象者】**
 平成26年1月1日における平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。ただし、臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護制度の被保護者に当たる児童は対象外です。
- 【支給額】**
 対象児童1人につき1万円（1回限りの支給）
- 【申請期間】**
 申請受付は、平成26年7月1日から平成26年10月1日（消印有効）までです。できるだけお早めの手続きをお願い致します。
- 支給の申請および支給の方法等**
 - 申請の方法**
 返信用封筒で郵送していただくか、臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金対策係（三好市役所2階 第2会議室）または、各総合支所に提出してください。
 - 支給の方法**
 基本的に、申請者の口座への

- 【対象児童】**
 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。ただし、臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護制度の被保護者に当たる児童は対象外です。
- 【申請期間】**
 申請受付は、平成26年7月1日から平成26年10月1日（消印有効）までです。できるだけお早めの手続きをお願い致します。
- 【支給の方法】**
 返信用封筒で郵送していただくか、臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金対策係（三好市役所2階 第2会議室）または、各総合支所に提出してください。
- 【支給の手順】**
 申請書をご提出いただき、振込み等の手続きが整いましたら支給額や振込日など支給内容を記載した決定通知書を受給者の方に送付します。届きましたら内容をご確認ください。
- 【公務員の方】**
 児童手当を所属庁から受けている公務員の方につきましては、市から申請書は送られてきません。職場で交付された「平成26

- 【支給対象】**
 児童手当等は、15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。
- 【支給月額】**
 ・3歳未満
 一律 1万5千円
 ・3歳以上小学校修了まで
 第1子・2子 1万円
 第3子以降 1万5千円
 ・中学校修了前
 一律 1万円
- 【支払時期】**
 児童手当等は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。
- 【児童手当現況届】**
 児童手当等を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうか
- 【提出・お問い合わせ先】**
 ・三好市福祉事務所子育て支援課
 ☎72・7648
 ・各総合支所



年1月分の児童手当を受給していることの証明書」と「公務員用の申請書」をそのまま保管しておいていただき、申請開始時期となりましたらご申請ください。詐欺などの犯罪にご注意ください

三好市太刀野財産区議会議員 一般選挙のお知らせ

投票日 7月13日(日) 告示日 7月8日(火)

【投票できる人】
 平成26年7月7日現在において、財産区の区域内（三野町太刀野）に3か月以上住所を有する人で、三好市議会の議員の選挙権を有する人（該当する人でも、平成26年7月7日以降に財産区の区域外に転居・転出された人は、投票できなくなります）

【投票所】
 日時 7月13日 7時～18時
 場所 芝生小学校太刀野分校

【期日前投票所】
 期間 7月9日～7月12日
 時間 8時30分～20時
 場所 三野総合支所（選挙管理委員会室）

【開票（予定）】
 日時 7月13日 19時より
 場所 三好市三野公民館

【お問い合わせ先】
 三野総合支所
 ☎77・4805
 三好市選挙管理委員会事務局
 ☎72・7604

国民健康保険税の制度が一部変わります

国民健康保険の財政基盤を強化すること、社会保障・税の一体改革に伴う消費税の引上げによる配慮として、平成26年4月より、国民健康保険税の軽減対象者の範囲が拡大されました。

- 軽減対象世帯の拡大**
 保険税の軽減の基準となる所得額が引き上げられ、次のとおり、軽減対象者の範囲が拡大されました。これによって、各被保険者の所得に配慮したきめ細やかな税の賦課が可能となり、より公正な税負担を図るものになっています。
- 5割軽減の拡大**
 軽減算定の対象者に世帯主の数も含めることになり、対象枠が拡大され、1人世帯から軽減対象となりました。
- 【これまで】** 33万円+24万5千円
 ×（世帯主以外の被保険者数および特定同一世帯所属者数）以下
- 【改正後】** 33万円+35万円×（被保険者数および特定同一世帯所属者数）以下
- 【改正後】** 33万円+45万円×（被保険者数）以下
- 2割軽減の拡大**
 軽減対象となる基準額が引き上げられました。
- 【これまで】** 33万円+35万円×（被保険者数および特定同一世帯所属者数）以下
- 【改正後】** 33万円+24万5千円×（被保険者数および特定同一世帯所属者数）以下
- 【改正後】** 33万円+45万円×（被保険者数）以下
- 【後期高齢者支援分】**
【これまで】 14万円
【改正後】 16万円
- 【介護分】**
【これまで】 12万円
【改正後】 14万円
- 【医療分】**
 51万円が据え置かれています。
- お問い合わせ先**
 三好市役所税務課
 ☎72・7615
- 賦課限度額の変更**
 ※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方のうち、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。

児童手当制度のご案内



- 【支給対象】**
 児童手当等は、15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。
- 【支給月額】**
 ・3歳未満
 一律 1万5千円
 ・3歳以上小学校修了まで
 第1子・2子 1万円
 第3子以降 1万5千円
 ・中学校修了前
 一律 1万円
- 【支払時期】**
 児童手当等は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。
- 【児童手当現況届】**
 児童手当等を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうか
- 【提出・お問い合わせ先】**
 ・三好市福祉事務所子育て支援課
 ☎72・7648
 ・各総合支所